

行財政運営に対する委員からの意見（項目別に整理）

○総合計画（１０）

- ・ 政策は総合計画に基づいて行う
- ・ 総合計画は毎年度見直す。
- ・ 定期的に見直す。
- ・ 事業の進行を管理し、状況を公表する。
- ・ 町の基本計画の策定、実施にあたっては総合計画との整合性を図る。
- ・ 町の将来像を明確にする。
- ・ 政策を総合的かつ計画的に実現する。
- ・ 政策を達成するまでの地域資源を有効に活用する。
- ・ 町民参加
- ・ 計画の策定、見直しを行う場合の検討内容の町民への提供
- ・ 町の最高計画としての位置づけ

○行政評価（９）

- ・ 適切な評価基準に基づき行政評価を行う。
- ・ 行政評価の結果を予算、事務事業へ反映する。
- ・ 町民参加による外部評価を行う。
- ・ 行政評価の情報をわかりやすく公表する。
- ・ 施策などの成果及び達成度を明らかにする。
- ・ 外部評価の仕組みの整備、実施
- ・ 八雲町を参考

○財政運営（９）

- ・ 総合計画、行政評価を基に予算編成をする。
- ・ 総合計画に沿った財政運営を行う。
- ・ 総合計画、行政改革計画、行政評価を踏まえ中長期の見通しのもと財政運営策定、予算編成・執行を行う。
- ・ 中期・長期の財政計画を作成する。
- ・ 財政状況を公表する。
- ・ 町民に財政状況について、わかりやすく資料を公表する。
- ・ 予算、決算の概要の公表
- ・ 町は財政状況を総合的に把握して的確な分析を行う。
- ・ 健全な財政運営を行う。
- ・ 効果的な財政運営

○行政改革（２）

- ・ 町は行政運営のあり方を常に見直す。
- ・ 適正化や効率化を向上させる、目指す。
- ・ 行政改革大綱の策定。
- ・ 行政改革を積極的に進める。
- ・ 改善計画の策定
- ・ 計画策定に当たっては、行政執行点検結果と行政評価結果を反映させる。

○行政手続（４）

- ・ 処分、行政指導、届出に関する手続を速やかに行う。
- ・ 処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにする。
- ・ 公正の確保と透明性を図る。

○外部監査（２）

- ・ 上越市を参考に
- ・ 外部監査の導入

○政策法務（４）

- ・ 行政は必要に応じて条例制定、改正、廃止を行う。
- ・ 法令等を自主的、適正に解釈し運用する。
- ・ 政策実現のため、質の高い町政運営を行うよう法務に関する体制を充実する。
- ・ 条例等の整備を積極的に行う。
- ・ 政策実現のため、必要に応じて条例、規則その他の規程の制定、改廃を行う。
- ・ 八雲町を参考に

○危機管理（５）

- ・ 行政は防災計画を作成する。
- ・ 計画に基づき危機管理体制を整備する。
- ・ 行政は災害等の緊急時に対処するための計画を策定する。
- ・ 行政は町民の生命、財産等を守るために必要な措置を講ずる。
- ・ 町長は相互に助け合い行動できるよう防災意識を高め、地域との協力体制を整備する。
- ・ 町民と行政は危機へ対応するため常に連携を取る。
- ・ 町民の自主的な災害対応、防災意識の向上
- ・ 八雲町を参考に

○町政運営（１）

- ・ 自治の基本理念、基本原則に沿った、公正で透明性の高い財政運営の推進
- ・ 町内の資源を最大限に活用し施策を戦略的に展開する
- ・ 施策の実施にあたっては施策相互の連携を図る。
- ・ 最小の経費で最大の効果をあげる。

○組織、職員政策（２）

- ・ 苫小牧市を参考。町民とのコミュニケーション、政策課題の発見、立案能力
- ・ 効率的、機能的な執行体制整備
- ・ 重要課題に取り組む場合の横断的組織の設置（プロジェクトチーム等）

○財産管理・運営責任（１）

○公益通報（１）

- ・ 町職員は行政運営に違法もしくは不当の事実がある場合又は当該事実の発生の恐れがあると思料する場合は事態の是正に努める。
- ・ 行政運営を常に適正かつ公正なものにするよう努める。
- ・ 公益通報を行った職員はそれを理由に不当に不利益を受けないことの保障。
- ・ 必要事項は別に条例で定める。

○その他

- ・ 行政は、将来に向けた町づくりに明確な根拠を持って行財政運営を行う。
- ・ 全体に八雲町を参考

※（ ）は規定する項目（内容）として意見を記載した委員数（事前意見提出者１４名）